

## 京都市立学校・幼稚園教職員の分限免職の基準等に関する要綱

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市立学校及び幼稚園における教職員に対する分限免職の基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に定めのない事項については、地方公務員法その他の関係法令の定めるところによる。

(対象教職員)

第2条 この要綱の対象となる教職員は、次のいずれかの場合に該当する教職員をいう。

- (1) 勤務実績不良又は教職員としての適格性を欠くと認められる場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 行方不明の場合

(勤務実績不良又は教職員としての適格性を欠くと認められる場合)

第3条 前条第1号に該当する教職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 過去10年以内に懲戒処分を受けた者で、懲戒免職処分に至らない程度の非違行為を繰り返したもの
- (2) 長期にわたり若しくは繰り返し勤務を欠き、又は遅刻若しくは早退を繰り返すなど、勤務時間中に無断で長時間又は頻繁に職場を離脱する者
- (3) 職務の遂行に当たって、重大な失策を繰り返す者
- (4) 職務の遂行や療養への専念等の服務遵守に当たって、管理職から度重なる注意又は指導を受けたにもかかわらず、改善が見られない又は職務命令に従わない者
- (5) 暴力的言動を行う、又は協調性に欠けるなどにより、管理職、他の教職員、保護者等と繰り返しトラブルを生じさせる者
- (6) 公租公課の滞納その他の公務外の非違行為について、是正を図るための指導を受けたにもかかわらず改善が見られない者
- (7) 人事評価に照らして、勤務実績不良と認められる者
- (8) 教育公務員特例法第25条に基づき、児童、生徒又は幼児に対する指導が不適切な教諭等と認定された者
- (9) 前各号に規定する行為以外の支障行動により、勤務実績不良又は教職員としての適格性を欠くと認められる者

## 第2章 勤務実績不良又は教職員としての適格性を欠くと認められる教職員への 対応

(管理職による実態把握及び校内における指導)

第4条 校長、園長、副校長、教頭、副教頭（総合支援学校に限る。）及び事務長（以下「管理職」という。）は、日常の継続的な観察により所属教職員の勤務状況の把握に努めなければならない。

2 前項に規定する勤務状況の把握の結果、所属教職員が勤務実績不良又は教職員としての適格性を欠くと考えるときは、校長（園長を含む。以下同じ。）は、当該教職員への指導を行わなければならない。

3 前2項に規定する勤務状況の把握又は指導の際には、管理職が当該教職員の担当する職務を観察する「勤務状況等の記録」（様式1）を用いるものとする。

ただし、前条第8号に掲げる者については、指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則（以下「規則」という。）に基づき作成した、指導改善研修に関する記録等をもって、これに替える。

4 前3項にかかわらず、所属教職員が、前条第1号に掲げる教職員に該当すると認められる場合には、校長は、非違行為の事実について調査を行い、調査終了後は、教職員の非違行為に関する調査報告書（様式2）により、速やかに教育長に報告するものとする。

(教育長への報告)

第5条 前条第2項に規定する指導にもかかわらず、改善が期待しがたいと判断するときには、校長は、調書（様式3）を添えて教育長に報告するものとする。

ただし、第3条第8号に掲げる者については、規則第6条第2項に基づき行った報告をもって、これに替える。

2 教育長は、校長から前項の規定による報告があったときは、当該教職員に対し、「勤務実績不良又は教職員としての適格性を欠く」か否か等を判断するため、当該教職員に係る必要な資料の提出を校長に求めることができる。

(分限免職等の告知)

第6条 教育長は、前条第1項に規定する報告があった場合において、関係教職員（当該教職員を含む。）から事情聴取を行った後、「勤務実績不良又は教職員としての適格性を欠く」と判断したときは、当該教職員に対して警告書（様式4）を交付することにより、分限免職処分又は懲戒処分を行う場合がある旨を告知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による事情聴取を教育長が指定する職員に行わせることができる。

3 本条第1項の規定による警告書による告知を行った場合には、当該教職員に弁明の機会を与えるものとする。

4 前項の規定による弁明は、教育長に対して、警告書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に、校長を通じて文書（様式5）により行うことができる。

5 校長は、警告書交付後、当該教職員の「勤務実績不良又は教職員としての適格性を欠く」状態が改善されたかどうかについて、継続して観察し、指導するものとする。

（警告書交付後の教育長への報告）

第7条 校長は、前条第5項に規定する観察及び指導の結果、当該教職員の状況に改善が見られないと認める場合には、その旨を教育長に報告するものとする。（意見聴取）

第8条 教育長は、第4条第4項及び前条の規定による報告があった場合には、必要な調査を行い、分限免職が相当であると判断するときは、当該教職員に対する措置について、第11条に規定する委員会に諮るものとする。

（分限免職等の手続）

第9条 教育長は、第11条に規定する委員会が免職処分が相当であると判定した場合には、分限免職の手続を開始するものとする。

第10条 給食調理員及び管理用務員が第3条第7号に該当する場合の取扱いについては、前6条に関わらず、市長の事務部局に属する職員の例に準じて別に定める。

### 第3章 京都市教職員資質等判定委員会

（設置）

第11条 京都市職員の分限に関する条例（以下「条例」という。）第9条に規定する委員会として、京都市教職員資質等判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第2条第1号に該当する職員に対する措置に関して、教育長の諮問に応じ、必要な事項の調査、審議及び判定を行う。

（構成）

第12条 委員会は、委員10名以内をもって構成する。

2 委員は、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者、本市の区域内に住所を有する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）並びに教育委員会事務局及び教育機関（学校を含む。）の関係職員とする。

（委員長）

第13条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教育委員会事務局総務部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の招集及び議事）

第14条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員を招集することが困難な場合又は軽微な案件と委員長が判断した場合は、書面による持ち回りにより、会議の開催に代えることができる。

4 委員会の議事は、全会一致を原則とする。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員の任期)

第15条 条例第11条第1項に規定する期間は、委嘱の日から翌年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、教育委員会事務局総務部教職員人事課において行う。

(委員会に関する補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。第4章 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合の対応

(心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合)

第18条 第2条第2号に該当する教職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 3年間の休職期間（前後の休職期間が通算される場合を含む。）を経ても、病状が回復せず、今後も職務遂行に堪えないと考えられる者
- (2) 5年間に病気休務又は休職を繰り返し、それらの期間（病気休務の期間については、21日につき1月と換算する。）が通算3年を超え、そのような状態が今後も継続し、職務遂行に堪えないと考えられる者
- (3) その他、病気休務又は休職から復帰後、短期間のうちに病気休務を取得することが繰り返されるなど、長期間にわたって断続的に病気休務を取得し、そのような状態が今後も継続し、職務遂行に堪えないと考えられる者

(4) 第3条第2号から第9号までに規定する行為が心身の故障によるものと疑われる者  
(指定医への受診命令等)

第19条 校長は、前条各号に該当すると認められる教職員に対して、受診命令書（様式6）を交付することにより、教育長が指定する医師（以下「指定医」という。）2名への受診を命ずる。

2 前条第1号から第3号までに該当する教職員が、指定医2名から「更に長期の療養又は休養を要する」又は「療養又は休養によっても治癒し難い心身の故障がある」との診断がなされた場合は、分限免職とする。

- 3 前条第1号から第3号までに該当する教職員が、指定医2名から「更に長期の療養又は休養を要する」又は「療養又は休養によっても治癒し難い心身の故障がある」との診断がなされず、職場復帰をした後、1年以内に病気休務が必要となった場合は、原則として、分限免職とする。
- 4 前条第4号に該当する教職員が、指定医2名から心身の故障があり、療養に専念する必要があると診断された場合は、校長は当該教職員に対して療養に専念する旨を命ずる。
- 5 前条第4号に該当する教職員が、指定医2名から心身の故障があり、療養に専念する必要があると診断されなかった場合は、第3条第2号から第9号までに掲げる教職員とみなす。
- 6 第1項の規定による受診命令又は第4項の規定による療養命令に従わない教職員は、第3条第4号に掲げる教職員とみなす。

#### 第5章 行方不明の場合の対応

(教育長への報告)

第20条 校長は、教職員の行方不明の事実が判明した場合、速やかに教育長に報告するものとする。

(措置決定)

第21条 教職員が行方不明となった後、正規の勤務日において21日を経過しても行方が判明しない場合は、職場への復帰が見込まれないものと推定し、原則として、当該教職員を分限免職とする。

- 2 前項の処分については、辞令及び処分説明書を当該職員の親族に送付するとともに、処分の内容を市役所及び区役所の掲示場に掲示することにより行う。

#### 第6章 雑則

(委任)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。ただし、第10条第2号における病気休暇及び休職の期間の計算については、施行日以後に取得した病気休暇及び休職の期間を対象とする。

(関係要綱の廃止)

- 2 勤務実績不良又は教職員としての適格性を欠く教職員に対する指導等に関する要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第18条第2号における病気休務の期間の計算にあたっては、平成29年3月31日において、職員の給与等に関する条例又は京都市教職員の給与等に関する条例の適用を受けていた職員が職員の給与、勤務時間等に関する規則又は京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の規定による病気休暇の承認を受けていた期間のうち、正規の勤務日であった期間を病気休務の日数として計算するものとする。

(関係要綱の廃止)

3 教職員資質等判定委員会設置要綱は、廃止する。